

仕様書

1. 件名

徳島運輸支局本庁舎の電話主装置等設置業務

2. 作業内容

本業務は、徳島運輸支局本庁舎における電話設備の更新に伴う設備（主装置等）の購入、取付、設定、調整、試験等及び既設設備の撤去、処分を行うものである。

3. 実施場所

徳島運輸支局本庁舎

徳島県徳島市万代町3丁目5-2 徳島第2地方合同庁舎3階

4. 履行期限

令和7年3月31日

5. 納入物品及び数量

- (1) 主装置 1台
- (2) 自動通話録音装置 1台
- (3) 音声応答装置 1台

6. 内容詳細

- (1) 電話主装置、電話機との接続及びデータ設定作業
- (2) アナログ回線3回線の設置
- (3) 電話機の取付、それに関する配線及び整端作業（ただし、既設配線の流用も可とする。）
- (4) 内線相互試験、電話設備総合試験（既設配線を流用した場合で、不合格の場合は、新規配線を行うこと。）
- (5) 既設電話設備の撤去・処分（流用しなかった配線等を含む。）
- (6) 内線番号、番号計画、サービス機能（時間外アナウンス設定や録音設定等）等、既設システムに設定されているものの新設機器への引き継ぎ
- (7) 通話録音告知、自動音声アナウンス及び通話録音機能を付帯すること
- (8) 自動通話録音装置及び音声応答装置は外付けのものとする
- (9) 職員に対して使用方法について分かりやすく説明を行い、使用方法で不明な点があれば、問い合わせに応じること

7. 主装置の仕様

回線：3回線（電話2回線、FAX1回線）

内線：11台（設置場所は別紙参照） *配線方式は不問

機能：通話録音告知ガイダンス（この通話は…録音させていただくことがあります…のアナ

ウンス)

自動音声アナウンス (時間外 のアナウンス)

通話録音機能 (100時間以上)

停電対応 : 3時間程度の停電補償バッテリー

電 源 : 電話機電源は主装置から供給

8. 主装置の設置

(1) 設置場所

徳島第2地方合同庁舎3階 EPS内とする。

(2) 設置方法

EPS内に設置することとする。設置に際しては、壁や床等を傷つけない(穴などをあけない)方法で頑丈に固定すること。

(3) 電源

EPS室内分電盤の空ブレーカーに接続すること。その際、必要な配線工事等も実施すること。

9. 自動通話録音装置及び音声応答装置の仕様

(1) 自動通話録音装置

- ・録音通知音声メッセージ機能付き (音声合成)
データ入力ソフト付属で、発注者により編集等が可能なもの
- ・ナンバーディスプレイ対応
- ・録音時間 : 100時間以上
- ・記憶媒体 : SDカード

※1台の装置で上記仕様を満たすことができない場合、複数台の設置も可とする。

(2) 音声応答装置

- ・音声合成により自動音声アナウンス (時間外 のアナウンス) ができるもの
データ入力ソフト付属で、発注者により編集等が可能なもの
- ・スケジュール登録により、自動応答への自動切り替えが可能なもの
また発注者においてスケジュールの編集が可能であること

※上記仕様を満たしておれば、(1)(2)一体型の製品も可とする。

10. 関係書類の提出

(1) 契約締結後14日以内に工程表を作成し、徳島運輸支局 総務・企画観光担当に提出すること。

(2) 作業完了後、速やかに下記の完成図書を提出すること。

- ①電話主装置等の全体構成図
- ②中継方式
- ③番号計画

- ④機器実装図
 - ⑤内線調書及び外線調書
 - ⑥試験成績表
 - ⑦機器納品物
 - ⑧作業及び納品物の写真
 - ⑨完了届
- (3) 関係書類の提出方法及び部数は以下のとおりとする。
- ・市販フラットファイル又はドッチファイル 製本 1部
 - ・同上 PDF 電子データ及びオリジナルデータ CD-R にて1部
 - ・使用方法を説明したマニュアル 製本 1部
 - ・同上 PDF 電子データ及びオリジナルデータ CD-R にて1部

1 1. 留意事項

- (1) 入札書（又は見積書）提出前に係員立会のうえ、確認・下見・計測等を行うこと。その際は事前に徳島運輸支局 総務・企画観光担当の職員に連絡し、日程調整のうえ訪問すること。本作業は、発注者と受注者の双方において工程調整を行い、作業を実施すること。切替工事は休日に行うこととするが、平日に可能な作業は平日に行うものとする。執務に影響を及ぼすことが予想される作業については、原則、閉庁時間に行うこと。また、着手前、受注者は事前に設備使用等の内容を係員に説明し、了解後に着手すること。なお、施工工事完了日の翌開庁日は、運用監視で立ち会いを行うこと。使用方法について、わかりやすく説明を行うこと。
- (2) 受注者は、既設配管・配線及び器具などを調査し、損傷を与えないように配慮し適切な方法で養生を行うこと。もし、損傷、汚れ等付けた場合は、速やかに係員に報告し、受注者の責任において補修すること。作業期間中に被害を及ぼした場合は、受注者の責任において処理すること。
- (3) 本調達には、上記の作業に伴う備品搬入、据付、配線、調整、撤去、処分費用等すべての諸費用を含めるものとする。仕様書等に明記していない事項でも、施工上当然に必要な設備並びに備品等の必要機材は受注者の責任において負担し、施工するものとする。また、本作業に必要な申請手続きはすべて受注者が代行して行うこと。
- (4) 本仕様書に明記されていない事項については、国土交通省監修「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）令和4年版」及び「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）令和4年版」に準ずるものとする。
- (5) 作業等施工に伴い不用となる物は、受注者が責任を持って引き取り、関係法令に基づき適正に処分を行うこと。
- (6) 作業の施工にあたり、施設利用者（執務者、来庁者等）及び近隣住民の迷惑とならないようにするとともに、十分な安全対策を講じること。また、騒音、粉塵、振動など支障の及ぶ範囲をできるだけ少なくすること。なお、作業中に被害を及ぼした場合は、受注者の責任において処理すること。
- (7) 業務の実施過程で知り得た秘密を、第三者に漏らしてはならない。

- (8) 作業完了確認のため検査に立ち会い、受注者の責任において試運転並びに調整を行い、操作説明他必要な助言等を行うこと。完了検査は、原則平日とし、事前に検査実施担当者と調整するものとする。
- (9) 作業完成後は、速やかに完了届及び作業写真(施工前・施工中・施工後)を提出すること。
- (10) 当該作業で納品された機器・部品等の保証期間は1年間とし、メーカー保証期間が1年より長期である場合はメーカーの定める保証期間とする。ただし、保証期間後であっても、設計、製作及び材質不良等の契約不適合により生じたものについては、受注者が無償で修理等を行うこと。本仕様書に明記なき事項または作業中に生じた疑義については、徳島運輸支局 総務・企画観光担当の職員と協議の上、その指示に従うこと。

1 2. その他

- (1) 既存電話回線はアナログ回線（3回線）を使用している。
- (2) 将来的にインターフェイス増設で外線、内線が増設できる容量を有すること。
- (3) 新規調達する主装置は上記の機能を満たし、かつ令和7年1月1日時点で新規生産が行われている機種であること（中古品の使用は不可）。なお、新規生産が行われている機種であっても、令和7年1月1日時点でメーカー側が生産終了を発表している機種については不可とする。

1 3. 問い合わせ

徳島運輸支局本庁舎 総務・企画観光部門

電話番号：088-622-7622